

【第5号議案】

役員名簿

(令和4年度・5年度)

認定NPO法人ポラーノ

役員の区分	氏名	就任状況
理事長	まつ 村 こう いち 松 村 公 市	再任
副理事長	かわ 村 けん いち 川 村 健 一	再任
理事	まえ かわ はる お 前 川 晴 雄	再任
理事	うえ しげ ご ろう 上 重 五 郎	再任
理事	もり かわ あつ こ 森 川 敦 子	再任
理事	おお はし よし かつ 大 橋 美 勝	再任
理事	かわ しま しゅう 川 嶋 舟	再任
理事	しま むら とし はる 嶋 村 俊 治	再任
理事	しら が かつ よし 白 神 克 義	再任
理事	そと こ は よし ろう 外 木 場 義 郎	再任
理事	のう み ほう ゆう 能 美 芳 祐	再任
理事	むら かみ つね じ 村 上 恒 二	再任
理事	もり かわ よし 森 和 義	再任
理事	こま だ まさる 駒 田 勝	再任
監事	お が しゅんべい 緒 芳 俊 平	再任
監事	ふじ おか けん じ 藤 岡 健 二	新任

【第6号議案】

認定 NPO 法人ポラーノ定款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第4章 役員及び職員 (任期等)</p> <p>第16条</p> <p>役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。</p>	<p>第4章 役員及び職員 (任期等)</p> <p>第16条</p> <p>役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>